

自治基本条例 他市町村比較表「前文」

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	利根町
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例	(仮称)利根町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日	
	<p>私たちのまち龍ヶ崎は、都心への通勤・通学圏にあるとともに、白鳥の憩いの場となっている牛久沼や小貝川などの水環境、緑豊かな田園風景、台地に広がる森林など、私たちに安らぎと潤いを与える水と緑に恵まれた豊かな自然を有しています。</p> <p>その自然環境の中で育まれた歴史と文化は、関東以北で最古の多宝塔に代表される歴史的遺産や関東三奇祭の一つとも呼ばれ、まちの人々に支えられ、400年の時を刻んできた撞舞などの郷土芸能を創出してきました。</p> <p>私たちは、先人たちが英知とたゆまぬ努力により守り続けてきた自然と培われてきた伝統文化を受け継ぎながら、愛着を持って、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちを創造し、未来を担う次世代へ責任を持って引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識し、市政及び地域の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、人と人とのつながりと地域のきずなを大切にし、様々な価値観を互いに認め合い、信頼関係を高めながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>ここに私たちは、まちづくりを行うための基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市民であることを誇りに思える魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち東海村は、昭和30年(1955年)に村松村と石神村が合併して誕生しました。悠々とした久慈川の流れ、白い砂青い松林、その眼前には太平洋が果てしなく広がる自然に恵まれた美しいまちです。また、日本の原子力発祥の地として科学技術と伝統的文化が融合する活気あるまちでもあります。</p> <p>私たちは、「分権型社会、少子高齢化、高度情報化時代」の到来により、社会構造が大きく転換しようとしている今、確固たるまちづくりを未来へ引き継がなければなりません。</p> <p>そのためには、「村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する」地方自治の精神に則り、誰もが協働し参画できる村民による自治を実現しなければなりません。</p> <p>私たちは、この地方自治の精神を基本理念として、誇りを持って安全・安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の規範を定める「東海村自治基本条例」を制定します。</p>	<p>私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリパ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。</p> <p>自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。</p> <p>誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。</p> <p>町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。</p>	<p>私たちのまち杉戸町は、東に江戸川、西に大落古利根川が流れ、四季折々の美しい自然と田園風景が広がる、水と緑に囲まれたまちです。古くから日光街道の宿場町として栄えた歴史と伝統のあるまちとして発展してきました。</p> <p>私たちには、豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人の英知と努力により守り育まれてきた杉戸町の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に継承していく責任があります。</p> <p>一方、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、社会の成熟化による町民意識の多様化など、大きく変化しています。</p> <p>私たちの願いである「安心して心豊かに暮らせるまち」を実現するには、人と人との絆を大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、社会の変化に的確に対応していけるよう、このまちに暮らす町民自らの意思と責任によってまちづくりを進めることが必要となります。そのためには、私たち一人一人がまちづくりの主役として、自らの役割を自覚しなければなりません。そして、町政に主体的に参加し、協働することによって、町民の意思をより一層町政に反映させていくことが必要です。</p> <p>私たちはここに、まちづくりは町民が主役であることを確認するとともに、町民、議会及び執行機関がそれぞれの役割と責務を果たしながら、参加と協働によるまちづくりを進めることによって、自治の実現を図ることを決意し、杉戸町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち利根町は、首都圏から40キロメートルに位置し、都市圏への通勤・通学圏内です。眼下には日本三大河川の一つであり、坂東太郎とも呼ばれる利根川を望み、古来より水運の要衝として繁栄してきました。今なお絶えることのない水の恵みは、豊かな緑を育み、田畑を潤しています。蛟もう神社や徳満寺をはじめとして、歴史ある神社仏閣が存在し、また、民俗学の父柳田國男が幼少期を過ごし、民俗学を志すきっかけとなるなど、歴史、文化の足跡がまちの様々な場所に残されています。</p> <p>近年、利根町を取り巻く社会環境は激変しており、少子高齢化、様々な要因による人口減少、地域の活力低下などへの対応が求められています。その中で私たちは、子どもから高齢者まで性差なく、すべての人が明るく元気で住みやすいまち、町民から愛されるまちを創り上げ、それを未来へと引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのために私たちは、先人たちにより守られ受け継がれてきた自然、歴史、文化を後世に引き継ぐとともに、町民一人ひとりがまちづくりの主役となって、議会や行政と協力し、まちに関わるすべての人が一丸となって協働のまちづくりを推進していくことが必要です。</p> <p>私たちは、まちづくりの基本理念を明らかにし、この郷土と歴史を誇りとし、笑顔あふれるまちづくりを進めるため、その規範として、利根町自治基本条例を制定します。</p>